（研究検査科の所掌事務）

第四百七十五条の十六　研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　医療の向上に寄与する研究に関すること。

二　化学的検査、細胞学的検査、病理学的検査その他医学的検査に関すること。

（看護部の所掌事務）

第四百七十五条の十七　看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関することをつかさどる。

（国立療養所長島愛生園等に置く部等）

第四百七十六条　国立療養所長島愛生園、国立療養所菊池恵楓園、国立療養所星塚敬愛園及び国立療養所沖縄愛楽園に、事務部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。

（事務部の所掌事務）

第四百七十七条　事務部は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七及び第四百七十五条の十第二号に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（庶務課の所掌事務）

第四百七十九条　庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号に掲げる事務並びに第四百七十五条の七に規定する事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第四百八十条　会計課は、第四百七十五条の十第二号に掲げる事務をつかさどる。

（福祉課の所掌事務）

第四百八十一条　福祉課は、第四百七十五条の三第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（国立療養所松丘保養園等に置く課等）

第四百八十六条　国立療養所松丘保養園、国立療養所東北新生園、国立療養所栗生楽泉園、国立駿河療養所、国立療養所邑久光明園、国立療養所大島青松園、国立療養所奄美和光園及び国立療養所宮古南静園に、庶務課、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護課を置く。

（庶務課の所掌事務）

第四百八十七条　庶務課は、第四百七十五条の三各号及び第四百七十五条の十第二号に掲げる事務並びに第四百七十五条の七に規定する事務をつかさどる。

（新設）

（国立療養所栗生楽泉園等に置く部等）

第四百七十六条　国立療養所栗生楽泉園、国立療養所多磨全生園、国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、国立療養所菊池恵楓園、国立療養所星塚敬愛園及び国立療養所沖縄愛楽園に、事務部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。

（事務部の所掌事務）

第四百七十七条　事務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の人事、公印の保管及び公文書類に関すること。

二　会計、物品及び営繕に関すること。

三　患者の入退所及び入所患者の厚生に関すること。

四　医療に関する統計に関すること。

五　診療記録の保管に関すること。

六　入所患者の給食に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、国立ハンセン病療養所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（庶務課の所掌事務）

第四百七十九条　庶務課は、第四百七十七条第一号、第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第四百八十条　会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務をつかさどる。

（福祉課の所掌事務）

第四百八十一条　福祉課は、第四百七十七条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

（国立療養所松丘保養園等に置く課等）

第四百八十六条　国立療養所松丘保養園、国立療養所東北新生園、国立駿河療養所、国立療養所大島青松園、国立療養所奄美和光園及び国立療養所宮古南静園に、庶務課、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護課を置く。

（庶務課の所掌事務）

第四百八十七条　庶務課は、第四百七十七条各号に掲げる事務をつかさどる。